

足立区介護保険事業における事故発生時の報告取扱い要領

(目的)

第1条 本要領は、介護サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に定める介護サービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成27年4月30日付老振発第0430第1号老老発第0430第1号老推発第0430第1号）第1の2の（1）に定める宿泊サービスをいう。以下同じ。）（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から足立区（以下「区」という。）へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、別表に掲げる介護サービス等の提供において事故が発生した場合の区に対する報告について、適用する。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 利用者が身体的被害を受けた場合であって次のいずれかに該当するとき。
 - ア 事故により死亡した場合
 - イ 入院、手術、縫合、シーネ等による固定、注射（点滴等）等、医療機関で何らかの治療を受けた場合（保存療法を受けた場合を含む）
 - ウ 利用者が自殺を図った場合（未遂の場合を含む）
- (2) 利用者が経済的被害を受けた場合であって次のいずれかに該当するとき。
 - ア 事業所都合によりサービスが無断で不履行となった場合
 - イ 従業者が利用者の私物を破損又は紛失し、苦情の申立てを受けた場合
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合
 - ア 感染症が発生した場合（インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、レジオネラ症、疥癬、結核、食中毒、その他重篤化が予想される感染性疾患等をいう）
 - イ 発生した事故とサービス事業所との因果関係が不明確な場合
 - ウ 発生した事故に関して苦情の申立てを受けた場合
 - エ 利用者の個人情報をもれ洩した場合
 - オ 事業者の送迎車に利用者が乗車している場合に交通事故が発生した場合
 - カ 従業者の付き添いなしで利用者が事業所の敷地から出た場合（離脱）
 - キ 区が報告を求める必要があると認めた事案が発生した場合

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとすることができる。

- (1) 原因が病気や老衰の場合
- (2) 利用者が身体的被害を受けたが、事業所内で処置が終了した場合
- (3) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診したが、検査のみで治療がない又は処置が湿布の貼付やガーゼ保護のみ若しくは薬の処方のみの場合
- (4) 利用者が関与しない場合

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出日
- (2) 事故状況の程度、及び死亡に至った場合にあっては死亡年月日
- (3) 法人名、事業所（施設）名、事業所番号、サービス種別、連絡先（電話番号）等
- (4) 対象者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者名、被保険者番号、住所、身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）

- (5) 事故の概要として、次に掲げる事項
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の種別
 - エ 発生時状況、事故内容の詳細（事故発生までの経緯、被害状況等）
 - オ その他特記すべき事項
- (6) 事故発生時の対応として、次に掲げる事項
 - ア 発生時の対応
 - イ 受診方法
 - ウ 受診先(医療機関名、連絡先)
 - エ 診断名
 - オ 診断内容
 - カ 検査、処置等の概要
- (7) 事故発生後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 家族等への報告(報告した家族等の続柄、報告年月日)
 - ウ 家族への連絡状況(苦情・トラブル等がある場合も記載)
 - エ 連絡した関係機関(連絡した場合のみ)
 - オ 本人、家族、関係先等への追加対応予定
- (8) 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)
- (9) 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)
- (10) 損害賠償の有無
- (11) その他特記すべき事項

2 報告は、事故報告書(様式第1号)(事故当事者である介護サービス等の利用者(以下「対象者」という。))が2名以上生じた事故の報告を行う場合にあつては、事故報告書(様式第1号)及び当事者一覧(2号様式))により行うものとする。ただし、途中経過の報告については、これによらないことができる。

(報告の対象)

第5条 事故の報告については、事故当事者である介護サービス等利用者が区の被保険者である場合又は事業所若しくは施設所在地が区内の場合に行うものとする。

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、次の各号に掲げる報告時期の区分に応じて、概ね当該各号に定める手順によるものとする。

(1) 第一報 次に掲げる手順により事故の報告を行うこと。

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに対象者の家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から同項第7号までの内容について、事故報告書により区介護保険課に報告する。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行なうものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等のより迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜区介護保険課に対して途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第8号から同項第11号までの内容を含む最終報告を事故報告書により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合、第4条第1項第8号から同項第11号までの内容についても、第一報の事故報告書に追加で記載するものとする。

(区における対応)

第7条 区は、第4条2項の規定による報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 区が対応する事故は、対象者が区を保険者とする介護保険の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ、他の区市町村を保険者とする介護保険の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

(報告の徹底のための措置)

第8条 区は、必要に応じ、事業者に対してこの要領に従った報告をするよう指導等を行うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (18足福介発第1156号 平成18年9月29日 福祉部長決定)

この要領は平成18年10月1日から施行する。

付 則 (19足福介発第1073号 平成19年11月7日 福祉部長決定)

この要領は平成20年1月1日から施行する。

付 則 (21足福介発第355号 平成21年5月11日 福祉部長決定)

この要領は平成21年6月1日から施行する。

付 則 (22足福介発第856号 平成22年7月1日 福祉部長決定)

この要領は平成22年10月1日から施行する。

付 則 (24足福介発第1733号 平成24年9月10日 福祉部長決定)

この要領は、平成24年9月10日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

付 則 (31足福介発第3042号 令和元年10月28日 福祉部長決定)

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

付 則 (4足福介発第2509号 令和4年9月12日 高齢者施策推進室長決定)

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 規程 | 介護サービス等 |
|--|--|
| <p>東京都指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第111号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・共生型訪問介護 ・基準該当訪問介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 ・基準該当訪問入浴介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・共生型通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・基準該当通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーション |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型指定短期入所生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・共生型短期入所生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・基準該当短期入所生活介護 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型指定短期入所療養介護 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基準該当福祉用具貸与 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定福祉用具販売 | |
| <p>足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成25年足立区条例第15号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・共生型地域密着型通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護 | |

| | |
|--|--|
| 足立区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年足立区条例第27号) | ・指定居宅介護支援 |
| | ・基準該当居宅介護支援 |
| 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第40号) | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ユニット型特別養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム ・ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム |
| 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第41号) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・ユニット型介護老人福祉施設 |
| 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例 (平成24年東京都条例第42号) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ユニット型介護老人保健施設 |
| 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第98号) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設 ・ユニット型介護療養型医療施設 |
| 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成30年東京都条例第51号) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 ・ユニット型介護医療院 |
| 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (平成24年東京都条例112号) | ・介護予防訪問入浴介護 |
| | ・基準該当介護予防訪問入浴介護 |
| | ・介護予防訪問看護 |
| | ・介護予防訪問リハビリテーション |
| | ・介護予防居宅療養管理指導 |
| | ・介護予防通所リハビリテーション |
| | ・介護予防短期入所生活介護 |
| | ・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 |
| | ・共生型介護予防短期入所生活介護 |
| | ・基準該当介護予防短期入所生活介護 |
| | ・介護予防短期入所療養介護 |
| ・ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 | |
| ・介護予防特定施設入居者生活介護 | |
| ・外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 | |
| ・介護予防福祉用具貸与 | |
| ・基準該当介護予防福祉用具貸与 | |
| ・特定介護予防福祉用具販売 | |

| | |
|--|--|
| <p>足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成25年足立区条例第15号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| <p>足立区指定介護予防支援等の事業の人員、 及び運営等に関する基準を定める条例 (平成27年足立区条例21号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援 ・基準該当指定介護予防支援 |
| <p>足立区における第一号介護予防支援事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱 (2年足福包発第2225号 令和2年9月30日 区長決定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第一号介護予防支援事業 |
| <p>足立区における第一号通所事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱 (2年足福包発第2226号 令和2年9月30日 区長決定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第一号通所事業 |
| <p>足立区における第一号訪問事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱 (2年足福包発第2227号 令和2年9月30日 区長決定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第一号訪問事業 |
| <p>足立区における指定通所介護事業所等が 宿泊サービスの事業の提供する場合の 人員、設備及び運営に関する基準 (27年足福介発第1633号 平成27年8月 31日 福祉部長決定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊サービスの事業 |